明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令（**総務**八二）　一
○電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**四〇）　二
○事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令の一部を改正する省令（**同**四一）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三〇八）　二
○モラ橋護岸計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二八九）　三
○コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**二九〇）　三
○スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**二九一）　三
○ソマリア連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**二九二）　三
○マリ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**二九三）　三
○南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**二九四）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二四一二）　四
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**二四一三）　七
○肥料の登録を失効した件（**同**二四一四）　七
○工事が完了した件（**国土交通**八一八）　八
○信号符字を点附した件（**同**八一九）　八
○信号符字を取り消した件（**同**八二〇）　八
○船舶国籍証書は無効となった件（**同**八二一）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**八二二）　九
○国立公園の公園事業を決定する件（**環境**七四）　九
○国立公園の公園事業を変更する件（**同**七五）　九
○道路に関する件（**関東地方整備局**三七六、三七七）　九
○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**七一）　一〇
○道路に関する件（**北海道開発局**九三、九四）　一〇

〔人事異動〕

法務省　一〇

〔叙位・叙勲〕

諸事項　一〇

〔公　告〕

官庁
特別支給手続開始決定関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　三〇
会社その他

省　令

○総務省令第八十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令

経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十一年七月一日」を「平成二十六年七月一日」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十四条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条第一項中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に、「第十一条第二項各号」を「第十二条第二項各号」に改め、同条第三項中「第十一条第二項各号」を「第十二条第二項各号」に、同項第一号中「第十一条第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に、同項第二号中「第十一条第二項第二号」を「第十二条第二項第二号」に、同項第三号中「第十一条第二項第三号」を「第十二条第二項第三号」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条第一項中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条第五項中「平成二十一年六月九日」を「平成二十六年六月十七日」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（名簿等の作成）

第十一条　総務大臣は、経済センサス基礎調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス基礎調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前把握確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前把握確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。